

(一関市真湯温泉センター条例の一部改正)

改正前			改正後				
別表（第10条関係） I 温泉交流館利用料金の限度額			別表（第10条関係） I 温泉交流館利用料金の限度額				
区分	入浴料金		備考	区分	入浴料金		
	一般	小学生			一般	小学生	
1日以内	<u>600円</u>	<u>300円</u>	1人につき	1日以内	<u>700円</u>	<u>400円</u>	
備考 1・2 [略]			備考 1・2 [略]				
II [略]			II [略]				
III コテージ利用料金の限度額			III コテージ利用料金の限度額				
区分		料金（1棟当たり）		区分		料金（1棟当たり）	
4人用	1泊	<u>12,000円</u>		4人用	1泊	<u>12,570円</u>	
	2泊	<u>22,000円</u>			2泊	<u>23,050円</u>	
	3泊	<u>30,000円</u>			3泊	<u>31,430円</u>	
	4泊	<u>36,000円</u>			4泊	<u>37,710円</u>	
	5泊以上	1泊当たり <u>8,000円</u>			5泊以上	1泊当たり <u>8,380円</u>	
6人用	1泊	<u>16,000円</u>		6人用	1泊	<u>16,760円</u>	
	2泊	<u>30,000円</u>			2泊	<u>31,430円</u>	
	3泊	<u>42,000円</u>			3泊	<u>44,000円</u>	
	4泊	<u>52,000円</u>			4泊	<u>54,480円</u>	
	5泊以上	1泊当たり <u>12,000円</u>			5泊以上	1泊当たり <u>12,570円</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。							